

建設コンサルタント協会のCPD制度

社団法人建設コンサルタント協会 業務課長 酒井 芳一

1. CPD制度創設の背景と現状

CPD制度の創設は、技術者の海外技術者との相互認証制度を議論している過程で議論されたものであり、技術士制度改正の要因のひとつであった。即ち、APEC Engineerで対象とする資格の同等性を満たすべき要件のひとつがCPD (Continuing Professional Development) を要求していたのである。その結果、技術士法の改正によって技術士の責務としてCPDが明記され、APEC Engineerの資格更新にCPDが義務づけられた。この議論の後に創設された土木学会が創設した資格制度でも継続教育による更新が必須となっている。

このような土木技術者を取り巻く各種資格の要件としてCPDを掲げていることを勘案すると、当協会の認定資格であるRCCM資格もCPDを要件とする変更が必要となることは想像に難くない。さらに、技術士、APEC Engineerなどの資格を最も活用するのは建設コンサルタント技術者であり、当協会としてもCPD制度を創設して、建設コンサルタント技術者およびRCCM資格登録者にCPD登録の機会を与えることは、時宜を得た対応である。

一方、最近国土交通省が技術者の評価項目の中にCPDを取り込むことを検討しているとの報道があった。一部では、工事における技術者評価基準として、CPD記録の活用が試行されている。地方自治体においてもCPD記録を技術者の評価基準とすることが拡大する方向にあり、コンサルタント業務に拡大することは考えるに難しくない。

また、当協会が参画している建設系CPD協議会(11学協会が参加)では、土木技術者の便宜を図ることを目的に、CPDプログラム情報、CPD記録の共有化やCPDプログラムの相互認定に向かって進んでいることから、制度創設は会員企業にとってさらに利便性を増すことにもなる。

当協会におけるCPD制度創設の議論は、土木学会のCPD制度創設と同時期の平成12年から議論され、部会長会議等でも議論し、RCCM更新講習会のコンテンツ作成など、企画部会内に制度創設の専門委員会が構築され審議を重ねてきた。その結果、平成16年4月には、継続教育検討委員会を発足させ、建設系CPD協議会と歩調を合わせ平成17年4月からCPD制度の運用を開始した。

2. 当協会の基本的スタンス

CPD制度創設に当たっての基本方針はその必要性から以下のとおりとする。

- ①建設コンサルタント技術者に教育の機会を提供するための検討を行う。
- ②建設系CPD協議会と協働でソフト・ハードの面から効率的な対応を図る。
- ③RCCM資格登録更新およびCALS/EC資格登録更新に対する便宜を図る。

(技術士は技術士会での登録、土木学会員は土木学会での登録など自己の必要な学協会の制度に準じてCPDの対応を図っている。しかし、RCCM資格者はそのいずれにも属していない場合があること、

RCCM等の資格登録更新にCPD単位を必要とするように制度改正を行うことから、RCCM等への便宜を図るために登録のシステムを設けるが、既に加入している他の学協会への登録を妨げるものではない)

④現状の講習会・研修会などは、CPD教育の一環として位置づける。

3.当協会のCPDの概要

(1) 対象者

建設コンサルタントに従事する技術者全体を対象とするが、協会会員企業の職員、RCCM資格登録者、その他とでは差異を設ける。

(2) 登録カードの発行

当協会にCPD記録の登録を希望するものには、登録カードを発行して管理する。将来的にはIC化を図る。コーポレートカードなどの機能を持たせることも考えられる。

(3) CPD記録の登録と保管

協会職員のロードを軽減するために、登録の希望者がWEBから、所定の様式に従って、自己の記録を登録する。協会は、そのための必要なシステムを整備する。登録内容の審議は必要に応じ登録者に証拠確認を行う場合があることを予め周知しておく。

CPD記録の保管は、当面APEC Engineerの更新とあわせて登録から5年間保管し、順次更新していく。

(4) CPD登録の証明

申請者の要求に応じて、登録した内容の記録を有料で発行する。

(5) CPDプログラムの分野と形態

他の関連学協会の制度を参考に大きな相違のないようにするが、建設コンサルタント業務に準じ、包括的

な専門分野及び教育形態とする。

(6) CPD単位

他の関連学協会の制度を参考に大きな相違のないようにする。協会内の様々な活動や協会の顕彰制度の対象となった業務の遂行、学習成果ならびに研究成果などには相応の単位を付与する。

(7) CPDプログラムの認定

CPDプログラムの認定は、当協会の本部及び支部が主催するもののほか、当協会の共催、協賛、後援によるものも併せ、内容を審査し認定する。

当協会が認定するCPDプログラムは、原則として下記の①から④のいずれかに該当する内容を満足するものとする。

- ①最新技術動向（State of the arts）の理解に役立つ内容【技術動向】
- ②建設コンサルタントを取り巻く状況の理解に役立つ内容【社会性】
- ③建設コンサルタントが携わる関連分野の理解に役立つ内容【総合性】
- ④建設コンサルタントとしての倫理観の涵養に役立つ内容【技術者倫理】

(8) 実施体制

CPDプログラムの実施は協会事務局が実施するが、建設系CPD協議会の対応、CPDに係わる種々の懸案事項については、平成17年度から名称を改めた「CPD委員会」が対応する（旧 繙続教育実施委員会）。当制度に係わる予算等の措置は、別途対応する協会事務局組織が検討する。

また、当制度の継続的なコンテンツ作成については、基本的に技術委員会で対応を図るように制度化する（専門委員会に2年に一度はコンテンツ作成を義務づける）。■